

公立大学法人神戸市看護大学職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年3月29日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第7号

公立大学法人神戸市看護大学職員の特殊勤務手当に関する規程（2019年4月1日規程第72号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(災害待機手当) 第6条 略	
2 災害待機手当の額は、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) 1時間以上3時間未満 <u>2,750円</u>	<u>2,800円</u>
(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,300円</u>	<u>4,350円</u>
(3) 5時間以上7時間未満 <u>5,850円</u>	<u>5,900円</u>
(4) 7時間以上 <u>6,500円</u>	<u>6,600円</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2024年1月1日より適用する。